

(参考2)

発達障害児・者への相談支援体制(令和5年度当初時点)

		発達障害児:乳幼児期～学齢期中心		発達障害児:成人中心		対応の方向性
		相談等機関名	主な役割・業務内容	相談等機関名		
三次	府全域	京都府発達障害者支援センター 「はばたき」 (こども相談室)		京都府発達障害者支援センター 「はばたき」		支援ネットワークの強化
		発達障害児支援拠点		京都府発達障害者支援センター 「はばたき」		
二次	圏域	京都府保健所(乳幼児期中心)	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内のネットワークづくり ・相談支援(乳幼児～学齢期) ・地域支援(年中児サポート事後支援、市町村支援等) ・発達クリニック(相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内のネットワークづくり ・相談支援(成人中心) ・自立支援協議会部会運営 	障害児者生活支援センター「あん」	<発達障害児> ・発達障害に係る初診待機期間の短縮と相談対応の強化 ・教育を始めとする関連分野と連携した支援 <発達障害者> ・業務内容の明確化(委託実施)
			山城南		障害児(者)地域療育支援センター ういる	
			山城北 乙訓		乙訓ひまわり園	
	中部 南丹	花ノ木医療福祉センター				
	北部 中丹	障害者生活支援センター「青空」				
	丹後	障害者生活支援センター 結				
一次	市町村域	市町村(保健、障害福祉担当課) 障害児相談支援事業所 (府内97事業所:R5.4.1時点)	身近な相談支援	市町村(障害福祉担当課) 計画相談支援事業所 (府内129事業所:R5.4.1時点)	一次相談強化のためモデル市町村における研修実施	